

議案第 1 1 号

紫波町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

紫波町一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年紫波町条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円の範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p><u>4</u> 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。</p> <p><u>5</u> 略</p> <p><u>6</u> この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。</p>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

理由

国の例に準じ、新たに自動車等利用者へ駐車場等の利用に対する通勤手当を支給しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。